

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月5日
【会社名】	株式会社神戸製鋼所
【英訳名】	Kobe Steel, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川崎 博也
【本店の所在の場所】	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号
【電話番号】	078(261)5198
【事務連絡者氏名】	経理部担当部長 山本 明宏
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川5丁目9番12号
【電話番号】	03(5739)7110
【事務連絡者氏名】	財務部長 岩崎 浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 7,639,170,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年2月4日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成26年2月19日付及び平成26年2月27日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成26年3月5日に臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第160期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月26日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第161期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年7月31日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第161期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月7日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第161期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）平成26年2月4日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年2月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年2月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月4日に関東財務局長に提出

#### 7【訂正報告書】

訂正報告書（上記6 臨時報告書の訂正報告書）を平成26年2月19日及び平成26年2月27日に関東財務局長に提出

（訂正後）

**1【有価証券報告書及びその添付書類】**

事業年度 第160期（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）平成25年 6月26日関東財務局長に提出

**2【四半期報告書又は半期報告書】**

事業年度 第161期第 1 四半期（自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 6月30日）平成25年 7月31日関東財務局長に提出

**3【四半期報告書又は半期報告書】**

事業年度 第161期第 2 四半期（自 平成25年 7月 1日 至 平成25年 9月30日）平成25年11月 7日関東財務局長に提出

**4【四半期報告書又は半期報告書】**

事業年度 第161期第 3 四半期（自 平成25年10月 1日 至 平成25年12月31日）平成26年 2月 4日関東財務局長に提出

**5【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年 2月 4日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成25年 6月28日に関東財務局長に提出

**6【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年 2月 4日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づく臨時報告書を平成26年 2月 4日に関東財務局長に提出

**7【臨時報告書】**

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の規定に基づく臨時報告書を平成26年 3月 5日に関東財務局長に提出

**8【訂正報告書】**

訂正報告書（上記 6 臨時報告書の訂正報告書）を平成26年 2月19日及び平成26年 2月27日に関東財務局長に提出